

## 大和市監査委員告示第21号

令和7年1月26日付け大和市監査委員告示第20号をもって公表したあんしん福祉部に対する監査結果報告について、市長から措置を講じた旨通知があったので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第14項の規定により、次のとおり公表する。

令和7年1月25日

大和市監査委員 中村正樹

大和市監査委員 赤嶺太一

監査の結果	措置の内容
(生活援護課) 生活保護費返還金等徴収に関する事務において、年度を誤って収入しているものがあった。	(生活援護課) 当該歳入予算における入金の内容と金額について、毎月行っている帳票の窓合作業の精度を高め、内容確認の徹底を図るとともに、年度末に改めて年間の入金内容と金額を確認し再発防止に努めます。